
*
* 令和 6 年度 第 8 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年11月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年11月12日 午後 1時28分 開会
3. 令和6年11月12日 午後 3時10分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	出	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	〃	1 2	藤 本 久 也	〃	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	〃	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	欠	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	出			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書 記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第35号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件	許 可
		第36号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第37号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第38号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	6件	決 定
8		署 名 委 員			
			16番 綱 島 謙 一		
			1番 清 水 健 治		
9		議 事 の 内 容			
		令和6年度 第8回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和6年11月12日（火） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 18 名、推進委員 7 名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 8 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。16 番綱島委員と 1 番清水委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。42 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 35 号 49 番朗読説明 － 49 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 352㎡です。譲受人の通作距離は、60km 以内、耕作面積は 0㎡、営農計画書を提出いただいています。家族 4 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が義父からの要望により無償で譲り受けるものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、10 月 28 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	現地は綺麗に耕作されていました。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。49 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤局長	挙手全員ですので、49 番については許可とすることに決定しました。
	次に、50 番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第 35 号 50 番朗読説明 －
	50 番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1,474㎡です。譲受人の通作距離は、50m 以内、耕作面積は 12,081㎡、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 25 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	近隣に迷惑をかけることもなく、きちんと管理されていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。50 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）

議 長	挙手全員ですので、５０番については許可とすることに決定しました。 次に、５１番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第３５号５１番朗読説明 －
	５１番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、２筆１，１１８㎡です。畑については、１筆２２１㎡であり、合計３筆で１，３３９㎡です。譲受人の通作距離は、１３．９km以内、耕作従事者全３５名、対価は１０アール当り２２万４千円です。この案件につきましては、営農型太陽光発電施設設置に係るものであり、先に３条所有権移転許可を行い、所有権移転登記が出来次第、次の農地法第３条の区分地上権の設定許可、農地法第５条の営農型太陽光発電施設設置のための一時転用許可の申請が出るものでございます。この申請に関しては、農地取得ができる法人である農地保有適格法人であることを定期報告書の写しで確認しております。農地の耕作状況についても、現在許可を出している農地については、前回報告させていただいたとおり耕作が適切に行われていることを確認しております。また、通作距離については、前回の申請と同様の県外に設置されている事業所から計算しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１１月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
佐々木委員	耕作はしていない状態でしたが、草刈りはされていました。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
渡邊委員	今回は所有権移転だけの申請なのですか。
中藤局長	以前は所有権移転、地上権設定、一時転用の３つを同時に申請してもらっていましたが、登記上前の土地所有者の名前の許可書が発行される関係上、実態と合っていないという話になりました。許可となった場合、名義を変更した後に改めて地上権設定と一時転用の申請が提出される予定です。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５１番については許可とすることに決定しました。
	次に、５２番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第３５号５２番朗読説明 －
中藤局長	５２番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、１筆４９４㎡です。畑については、５筆２，８１３㎡であり、合計６筆で３，３０７㎡です。譲受人の通作距離は、２．２km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書を提出していただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、叔父である譲渡人が高齢で耕作できないため、譲受人が無償で譲り受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地

議 長 田平委員 議 長 議 長 議 長	調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は谷間の日陰に位置していて、荒れている様子でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。52番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、52番については許可とすることに決定しました。 次に、53番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第35号53番朗読説明 －
中藤局長	53番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田3筆2,074㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は44,471㎡、家族5人中耕作人は5人、対価は無償です。この案件につきましては、所有者が亡くなり、相続人が不在の中で相続財産管理人が選任され、元々耕作していた譲受人と交渉して、無償で受けるという話がまとまったことによる申請です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小西代理 議 長 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の方が2,3年前から管理されていまして。今回の申請で正式に取得される予定です。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。53番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、53番については許可とすることに決定しました。 次に、54番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第35号54番朗読説明 －
中藤局長	54番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、3筆1,979㎡です。畑については、2筆305㎡であり、合計5筆で2,284㎡です。譲受人の通作距離は、6.5km以内、耕作面積は22,328㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は10アール当たり10万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許

議 長 三村委員 議 長	可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１１月５日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、９ページ及び１０ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地は国道に面しており、耕作はしていませんでしたが草刈はされており、綺麗な状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５４番については許可とすることに決定しました。 次に、５５番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第３５号５５番朗読説明 － ５５番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田１筆９５２㎡です。譲受人の通作距離は、４５km以内、耕作面積は０㎡、営農計画書の提出をしていただいております。家族２人中耕作人は１人、対価は１５万７千円です。この案件につきましては、農地の隣地に譲受人が経営する会社があり、この農地を取得して空き時間に野菜作りをしたいという希望があり、両者の話し合いで取得することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、１０月２８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 学校の前の農地で道から少し下がったところにあります。数年前は耕作されていました。また、譲受人の方の実家は市内にあり、通作に不便はしないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。５５番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、５５番については許可とすることに決定しました。 農業委員会会議規則第１８条の規定により、綱島委員の除斥を求めます。 （綱島委員退席）
議 長	次に、５６番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第３５号５６番朗読説明 － ５６番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、１筆４，９５７㎡です。畑については、１筆４，０３８㎡であり、合計２筆で８，９９５㎡です。譲受人の通作距離は、１km以内、耕作面積は５，９４６㎡、家族４人中耕作人は４人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人の母親が存命中は農地の管理を譲

議 長 藤本委員 議 長	受人と共同で行っていたが、譲渡人の母親が亡くなり、譲渡人が遠方で管理ができないため、両者の話し合いで贈与により農地を受けることになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、11月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人が既にぶどうを栽培されており、周囲に影響はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。56番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、56番については許可とすることに決定しました。網島委員の除斥を解きます。 （網島委員着席）
議 長	次に、「議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。9番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第36号9番朗読説明 － 9番は、転用者が申請農地を墓地及び参道並びに進入路に転用する案件です。申請農地は、畑3筆223㎡です。この農地の農地区分は2種農地であり、施設の概要としては、墓地20㎡、参道21㎡、進入路182㎡です。資金については、自己資金400万円です。この案件については、事前着工されており、本人に対して反省を促すために始末書の提出をしていただいております。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、11月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、13ページから14ページに添付しておりますのでご覧ください。
議 長 佐藤委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 既に造成されていたため、始末書を添付してもらっています。山の方にあった墓地を移設したもので、支障はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。 次に、「議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。25番について事務局から説明をお願いします。

中藤局長	－ 議案第 37 号 25 番朗読説明 －
	25 番については、転用者が、設定人の申請農地に賃借権を設定し、露天駐車場及び資材置場に一時転用するものです。申請農地は、田 1 筆 703 ㎡です。この農地の農地区分は、第 3 種農地であり 転用地の 10 アール当りの賃借料は 38 万円です。施設の概要としては、露天駐車場及び資材置場 703 ㎡、資金については継続使用でありますので 0 円です。なお、備考に記載しておりますが、一時転用期間は令和 6 年 1 月 12 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。この案件につきましては、同様の申請内容で、令和 5 年 4 月 13 日から令和 6 年 10 月 31 日まで一時転用しておりましたが、9 月の申請締め切りまでに連絡がなかったため、10 月 31 日までに農地に復元すると認識しておりましたが、問い合わせの結果、一時転用期間の延長の希望があり、ここで延長の申請をしていただいたものです。なお、総会開会日の関係で、11 月 1 日から 11 月 11 日までの間が許可のない状況での一時転用になるため、今後は申請が遅れることがないように反省を促すために始末書の提出をしていただいております。なお、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当がありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当がありません。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては、11 月 6 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15 ページから 16 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員 議 長 西村委員 中藤局長 前崎委員 中藤局長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 期間延長の申請ですが、既に最初の転用期間から過ぎていたため始末書を添付してもらいました。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 延長期間が来年の 3 月末までですが、その期間で大丈夫なのでしょう。 譲渡人の方の事情もある様子でしたが、現時点では使わざるを得ない状況であるため、この期間で申請されています。 始末書はどちらが提出されたのですか。 転用者から提出してもらっています。 他に発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。25 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、25 番については許可とすることに決定しました。
藤代書記	続きまして、「議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1 番から 6 番について説明をお願いします。
	それでは、3 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和 6 年 1 月 20 日、利用権の設定を受ける者は 4 名、利用権の設定をする者は 6 名、利用権の設定をする件数は 6 件、利用権設定面積は 11, 686 ㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書にもとづいて、1 番から 6 番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － それでは、1 番から 6 番について発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。)

議長

議長

藤代書記

議長

議長

(「なし」と呼ぶ者あり。)

以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第8回総会を閉会します。

会 長 土 岐 康 夫

1番 清水健治